

【滋賀県多賀町】地域おこし協力隊を募集します！（観光振興）

多賀町は、滋賀県の湖東地域の東に位置し、鈴鹿山脈を背後に抱え、町の面積の約 85% を森林が占める緑豊かな地域で、多賀大社・胡宮神社・大滝神社をはじめとする歴史・文化的資産や、河内風穴や国指定天然記念物アケボノゾウ化石多賀標本の自然的資産など、豊かな観光資産を有する町です。

観光業による地域経済の活性化や雇用創出を目指すため、これに係る人材を幅広い地域から求めることで移住・定住人口の増加を目指しております。

このことを実現するために、斬新な視点や発想、経験やスキルを生かし、（一社）多賀観光協会と共に観光地域づくりの推進や地域活性化を行う地域おこし協力隊を募集します。

1. 業務内容

- （１）観光情報の収集発掘と発信（SNS、WEB サイトを積極的に活用した情報発信）
- （２）観光スポット、グルメや店舗、イベント等の案内
- （３）各種イベント、観光ツアー等の観光客誘致促進に係る企画立案及び運営実施
- （４）近隣各地域との広域連携による観光推進
- （５）町外、県外に向けた観光PR活動
- （６）（一社）多賀観光協会の運営支援、事務支援、窓口対応
- （７）（一社）多賀観光協会の運営強化のための自主財源確保策の検討・開発
- （８）活動期間終了後の起業・就業に向けた隊員の特性に合わせた自主活動
- （９）その他目的達成に必要な業務及び町長が必要と認める活動

2. 募集対象

2-1. 必須要件

- （１）３大都市圏をはじめとする都市地域または地方都市（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地を除く）に生活の拠点を置く住民、もしくは、地域おこし協力隊であった者または JET プログラムを終了した者（いずれも総務省が定める地域おこし協力隊地域要件に該当するもの）で、委嘱の日以降、多賀町に住所を異動できる方
- （２）誠実に職務を行うことができる方
- （３）観光振興に興味があると同時に、地域の活性化に意欲があり、地域住民や関係事業者等と積極的なコミュニケーションを図り、良好なネットワークを構築しながら、地域の活性化に向けて意欲的に行動できる方
- （４）旅行業務取扱管理者の有資格者である方、もしくは委嘱期間中に資格取得ができる方（資格取得に関する経費については、補助制度があります）
- （５）土日及び行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方

(6) 普通自動車運転免許(AT 限定可)を有し、実際に運転することができる方

(7) Word、Excel、インターネット利用や SNS ができる方

2-2. 期待要件（必須ではありませんが、以下の要件を満たす方の応募を期待します）

(1) SNS、インターネット等を活用した情報発信の知識や経験のある方

(2) イベントの企画・運営に関する知識や経験のある方

(3) 観光・旅行業界での職務経験がある方

(4) 観光協会、観光振興団体等の運営・補助の経験がある方

(5) 将来的に多賀町で起業を考えている方

3. 募集人数

1 名

4. 勤務地

滋賀県犬上郡多賀町

5. 勤務時間等

(1) 勤務時間

1 日 7 時間 4 5 分（原則午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（昼休憩 1 時間））

(2) 活動日数

1 カ月あたり原則として 2 0 日間

(3) その他

- ・活動内容によって夜間、土日等が勤務になる場合もあります。夜間、土日等の勤務は、週勤務時間内で振替対応となります。なお、所定の月の労働時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。
- ・設定した目標や成果の進捗状況などを確認するため、活動実績報告書を毎月提出していただきます。
- ・地域おこし協力隊の活動に支障ない範囲で兼業を行うことができます。なお、兼業を行う際には届出等を提出していただきます。

6. 雇用形態

多賀町との雇用関係はありません。健康保険及び年金保険料等は自己負担となりますので、国民健康保険、国民年金に加入してください。

7. 委嘱期間

勤務開始日から令和8年3月31日までとします。

※勤務成績、態度、能力等により最長3年（令和10年3月31日）まで更新可能です。

※委嘱期間中であっても、多賀町と締結した委託契約の履行が困難となった場合は、委嘱を取り消すことがあります。

8. 給与

月233,000円 ※源泉徴収有

9. 補助制度

活動する上で必要となる下記の各種経費については、予算の範囲内で補助制度があります。

（1）住居家賃（月額50,000円を上限）

※引越費用、食費、生活用品、自治会費、住居における光熱水費、通信費は本人負担となります。

（2）町内での活動に使用する車両およびパソコン等事務機器等の借上料

※なお、日常生活の移動手段として自家用車は必要不可欠ですので、各自で用意していただくことをお勧めします。

（3）活動に車両を使用した分の燃料費

（4）活動に必要な消耗品等の購入費用

（5）活動に必要と認められる研修や資格取得に係る経費

10. 提出書類

次の書類を郵送またはメールにて、下欄の提出先にご提出ください。持参でも構いません。

（1）履歴書・職務経歴書等

①市販の履歴書

②応募条件等確認書

③レポート（書式は任意）※下記のテーマを含めて、400字程度で作成してください。

・地域おこし協力隊に応募した動機

・多賀町の観光振興のため、地域おこし協力隊として行いたいこと

（2）住民票抄本（3か月以内に取得したもの）

（3）運転免許証の写し

※郵送の場合、簡易書留など確実な方法で郵送してください。

※提出書類は返却しません。

※書類の内容を確認するため、電話でヒアリングを行う場合があります。

1 1. 提出先

多賀町役場 産業環境課 商工観光係

郵送先：〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324

E-mail：shokan@town.taga.lg.jp

1 2. 申込受付期間

【随時受付】

※地域おこし協力隊決定次第、受付を終了します。

1 3. 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類選考）【随時】

- ・書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(※) カジュアル面談【随時】

- ・書類提出後、希望される方を対象にカジュアル面談（オンライン）を実施します。
- ・担当職員と気軽に話し、多賀町の雰囲気や業務内容などを知っていただくことを目的としています。
- ・書類提出前、興味段階でも希望いただければ実施しますので、気軽に申しつけください。

(2) 第2次選考（提案型審査）【随時】

- ・第1次選考合格者を対象にプロポーザル型の活動提案を行っていただきます。観光事業計画、旅行プラン計画など、自身が行いたい観光振興計画を提案内容としてください。
- ・提案時間はおおよそ15～20分程度とします。
- ・提案にあたり、パソコン、プロジェクタ・スクリーン等、備品が必要な場合はその旨ご連絡ください。（なお、予約状況により各備品を貸出できない場合もあります。ご了承ください）
- ・会場は多賀町役場としますが、交通費は応募者負担となります。日時等の詳細については、対象者に別途連絡します。

(3) 最終結果 【随時】

- ・最終結果は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

1 4. 関係書類

- ・応募条件等確認書（PDF）
- ・応募条件等確認書（word）